

皆さんの大切な財産を守る共済にご加入されていますか？
加入されている方は内容の確認・見直しをされていますか？

2022年10月1日以降 契約始期用

火災共済 3つのラインナップのご案内

- 1 充実している補償 **総合火災共済**
- 2 基本的な補償 **普通火災共済**
- 03 3つ目は裏面へ

○加入対象(規模や内容により、引受制限があります。) 専用住宅、併用住宅、事務所、工場など【建物、家財、備品、機械、商品等】
○お引受けとお支払いは・・・ 使用による消耗分を差し引いた「時価額」を基準にします。

補償内容	火災	落雷	破裂・爆発	風災・ひょう災・雪災(注)	物体の落下衝突(※)	水濡れ(※)	騒じょう(※)	盗難(注)	洪水等の水災(注)
	総合火災共済	○	○	○	○	○	○	○	○
普通火災共済	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工場物件	○	○	○	○	※	※	※	○	○

(注)(※) お支払いに条件があります。

割引 築浅割引

●適用条件
以下の条件をすべて満たす場合、築浅割引を適用します。
a. 共済の対象が建物
b. 共済始期日時点で、建物の築年数が20年未満

割引率	築10年未満	最大60%
	築10年以上 20年未満	最大30%

割引・付帯できる特約 **長期年払特約**※


●適用条件(口座振替のみ)
共済期間が1年を超える共済期間について、総共済掛金を総共済年数に分割して毎年払い込みをすることが条件です。年数に応じて割引されます。割引率は右表のとおりです。

共済期間	2年	3年	4年	5年
割引率	2%	4%	6%	8%

※長期一括特約もございます。

付帯できる特約 **地震危険補償特約【建物】**※


- 加入対象 専用住宅、併用住宅、事務所、工場などの【建物】(昭和56年6月以降に建築)
- 共済金額 主契約の30%~50%の範囲内(ただし、1,000万円限度)
- 支払対象 全壊、大規模半壊、半壊(ただし、一部損は対象外)



※家財は地震見舞金補償特約を付帯できます。

付帯できる特約 **水害共済金補償特約【工場物件】**

- 加入対象 工場の【建物、家財、設備・什器等、商品・製品等】
- 共済金額 主契約と同様
- 支払対象 地盤面より45cmを超える浸水等による損害



付帯できる特約 **新価共済特約**

- 内 容 共済金額を、*1再調達価額ベースで契約できるようにするための特約で、共済金の支払いも基本的には再調達価額ベースとなります。
- 加入対象 *2減価割合50%以上かつ補修維持管理が十分で、使用されているもの
事務所、店舗、工場などの【建物、機械、備品等(家財、商品等は除く)】
*3臨時費用が損害額の30%から10%の支払いに減るため**10%の割引**となります。

※1 共済の対象と同程度のものが購入・修復できる価額
※2 使用による消耗分を差し引いた割合

※詳細はお問い合わせ下さい。

商工会議所・商工会
中小企業団体中央会がつくった

中小企業者のための



栃木県火災共済協同組合

TEL 028-637-3730

共同元受:全日本火災共済協同組合連合会(略称:日火連)



3 再調達価額で補償 新総合火災共済

【再調達価額】
共済の対象と同程度のものが
購入・修復できる価額(再調達価額)で加入できます。

- 加入対象 専用住宅、併用住宅【建物、家財】 減価割合50%以上かつ補修維持管理が十分に現に使用されているもの。
- お引受けとお支払いは… 「再調達価額」を基準にします。

補償内容 (選べる4つの補償タイプ)									
	Dタイプ								
	Cタイプ								
	Bタイプ								
	Aタイプ								

(注) お支払いに条件があります。

割引
築浅割引

●適用条件

以下の条件をすべて満たす場合、築浅割引を適用します。

a. 共済の対象が建物

b. 共済始期日時点で、建物の築年数が20年未満

割引率	築10年未満	最大60%
	築10年以上 20年未満	最大30%

割引・付帯できる特約
長期年払特約※

●適用条件(口座振替のみ)

共済期間が1年を超える共済期間について、総共済掛金を総共済年数に分割して毎年払い込みをすることが条件です。年数に応じて割引されます。割引率は右表のとおりです。

共済期間	2年	3年	4年	5年
割引率	2%	4%	6%	8%

付帯できる特約
**地震危険補償特約
【建物】**※

- 加入対象 専用住宅、併用住宅、事務所、工場などの【建物】(昭和56年6月以降に建築)
- 共済金額 主契約の30%~50%の範囲内(ただし、1,000万円限度)
- 支払対象 全壊、大規模半壊、半壊(ただし、一部損は対象外)

※家財は地震見舞金補償特約を付帯できます。

※詳細はお問い合わせ下さい。

このご案内は共済種目の概略を記載したご案内文書です。詳細につきましては、当組合または取扱代理店までお問い合わせください。なお、共済金をお支払いできない場合等につきましては各種共済約款および共済パンフレットをご覧ください。

資料請求、お問い合わせは、お近くの
【商工会議所・商工会・協同組合】及び
栃木県火災共済協同組合
〒321-0806 宇都宮市中央3丁目1番4号
TEL 028-637-3730 FAX 028-651-5110

取扱代理店 又は お問い合わせ先

お気軽にお問い合わせ下さい!!